

『大都市制度(特別区設置)協議会』だより

令和2年(2020年)2月[第9号]

発行・編集／大都市制度(特別区設置)協議会(事務局)副首都推進局内
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX番号 06-6202-9355

“副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度”として、 特別区制度(いわゆる「都構想」)の実現をめざしています。

特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、
大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。

これまでの協議会の開催状況

第27回(令和元年10月)～第30回(令和元年12月)

回次	議事内容
第27回 (令和元年.10.24)	委員間協議で優先的に取り上げる論点や今後のスケジュール案 主な論点 区割り・区の名称・本庁舎の位置・地域自治区事務所、 設置コスト、議員定数
第28回 (令和元年.11.5)	主な論点 事務分担、住民サービス・窓口サービスの維持、 財源配分
第29回 (令和元年.11.22)	主な論点 組織体制、児童相談所、財産・債務、特別区設置の日、 大阪府の組織
第30回 (令和元年.12.10)	主な論点 財源配分、万博会場建設費の負担方法、 IR収入金の取扱い、将来的な庁舎建設に対する措置



第27回協議会の開催風景

委員間協議での主な発言

- これまでの協議会で議論されてきた特別区(素案)に対する、各会派からの修正意見を踏まえ、新たに提案のあった事項や委員間での協議の結果、修正された事項を中心にご紹介します。
- 協議にあたっての資料や協議の詳細については、ホームページに掲載しています。
- また、協議結果を踏まえた特別区制度(案)については、この協議会だより5～8ページに掲載しています。

特別区の名称について <第27回>

論点 東西区と南区の名称を変更することについて

維新 守島 委員

維新独自のサンプル調査では、多数の方が淀川区や天王寺区といった名称を支持しており、かつ地勢的・歴史的観点からも、その名称のほうがよい。

自民 川嶋 委員

住民に親しみやすくわかりやすいものになるよう、極力簡潔なものが良く、住民の混乱を避けるために、現在使われている区の名称は、特別区に使わないほうがよい。

公明 西崎 委員

区の名称変更について異論ない。

会長 まとめ

東西区を淀川区に、南区を天王寺区に変更
(北区・中央区は素案どおり)

地域自治区の事務所の名称について <第27回>

論点 地域自治区の事務所の名称を「○○地域自治区事務所」から「○○区役所」に変更することについて(○○は現在の行政区名)

維新 守島 委員

市民からすれば、「区役所」の名称に変更がないことで、窓口サービスや市民協働支援などの区役所業務が今までどおり変更ないことはより伝わりやすい。

自民 川嶋 委員

東京の特別区では、本庁舎を区役所と言っている。地域自治区の事務所も「区役所」と呼んだら、混乱するだろう。「区役所」と呼ぶことについては疑問。

公明 西崎 委員

区民の方々に今の24区の名称が浸透していて、なじみ深いということから、現在の「区役所」という名称を使っていただきたい。

会長 まとめ

○○地域自治区事務所ではなく、
現在の区役所の名称を用いる